

ちちぶ圏域ケア連携会議
「ACP普及事業」研修会

『相続について学ぼう』

第1部

相続が起きる前に備えておきたいこと

～遺言の解説を中心に～

法テラス秩父法律事務所
弁護士 福井 拓也





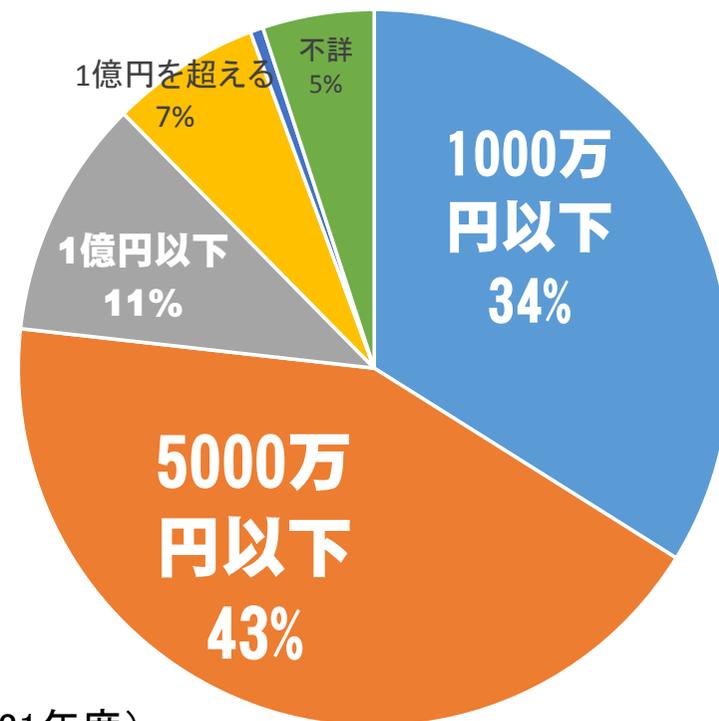
「争」続は他人事ではない

2019年中、裁判所で解決された遺産分割事件の内訳です

- 遺産1000万円以下の事件が34%
- 遺産5000万円以下の事件も合わせると全体の7割以上を占める



一部の資産家だけの問題ではありません！



出典：司法統計年報家事事件編(平成31年度)

遺言ってどれだけ作られているの？

『遺言・遺贈に関する意識・実態把握調査』（日本財団、令和3年1月5日）によると・・・

【調査内容】

- ・ 対象：全国の60歳～79歳男女
- ・ 回答数：2000人

1月5日は「遺言の日」
らしいです（初耳）

調査概要URLはこちら ⇒ https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2020/12/new_pr_20210105_01.pdf

【調査結果】

遺言（公正証書遺言・自筆証書遺言の両方）を作成しているのは・・・

全体の3,4%でした（少ない！！）

このような場合、遺言の作成をお勧めします

➤ 残される親族間の関係が良好といえない場合

(喧嘩になるのが、目に見えています・・・)

➤ 相続人候補のうち、消息不明の方がいる場合

(遺産分割の協議書がつくれません・・・)

➤ 遺産のうち、不動産の占める割合が大きい場合

(現金よりも分配しにくいので、よく揉めます・・・)

そもそも、遺言は誰でも作成できるの？

答え：遺言を作成するには、**遺言能力**が必要です！

遺言能力ってなに？

- ① 形式的な要件：年齢が15歳以上であること
- ② 実質的な要件：自分の作成しようとしている**遺言の内容や、それによって何が起きるのかを理解できること**

要するにどういうこと？



認知症が進行している方などは、有効な遺言が作成できないことがあります

遺言の方式

実際に作られるのは、ほぼこの2つのどちらかです

① 自筆証書遺言

簡単！

- 自分一人でも作成ができる遺言
- 必要とされる形式(後述)を満たさないと無効になる

② 公正証書遺言

安心！

- 公証人に作成してもらう遺言
- 手数料や証人の立ち会いなどが必要

自筆証書遺言を作成する場合

- i 遺言の本文は**全文、自分の手で書く**
*パソコンや代筆はダメ

財産の目録（遺産のリスト）のみ、例外が認められる
パソコンや代書でも良い（目録の全ページに本人が署名・押印）

- ii 作成した**年月日**を明記する
*「令和2年12月吉日」などはダメ
- iii **氏名**の記載、**押印**をする



自筆証書遺言の作成に不安を感じたあなたに！

令和2年7月10日から、**自筆証書遺言の保管制度**が始まりました

- 自分の作成した遺言書を**法務局**で保管してもらえ
* 秩父の法務局で受け付けています
- 申請の際に、**形式的な不備がないか**チェックしてもらえ
- 保管の申請にあたって、1件あたり**3900円**の手数料が発生

この制度を利用しない自筆の遺言は、作成者の死亡後に裁判所で確認作業（検認）が必要

公正証書遺言を作成する場合

➤ 自分で公証役場に行くか、公証人に出張してもらって作成

* 出張には追加の費用がかかります

➤ 証人 2 人以上の立ち会いや手数料が必要

手数料一覧：対象となる遺産の価値に応じて、以下のとおり

100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	1万1000円
1000万円まで	1万7000円

3000万円まで	2万3000円
5000万円まで	2万9000円
1億円まで	4万3000円
(以下略)	

遺言の内容は、自由に決めて良いの？

原則：自由に決めて大丈夫です
(自分の財産は、自分の好きに処分できるのが筋です)

例外：**遺留分**の存在

遺留分ってなに？

兄弟姉妹以外の相続人へのみ、最低限の取り分として認められる権利

最低限の取り分とは？



法律の定める相続分（**法定相続分**）の半分

*相続人が両親のみの場合、法定相続分の3分の1

法定相続人と法定相続分（配偶者あり）

①子どもがいる

- ・ 配偶者：2分の1
- ・ 子：2分の1（複数いれば按分）

②子どもはいないが 親がいる

- ・ 配偶者：3分の2
- ・ 親：3分の1（両親健在なら按分）

③子ども両親もいないが 兄弟姉妹がいる

- ・ 配偶者：4分の3
- ・ 兄弟姉妹：4分の1（複数いれば按分）

* 配偶者以外に上記いずれの家族もいなければ、配偶者のみで取得

法定相続人と法定相続分（配偶者なし）

①子どもがいる

- ・ 子どものみが取得
- ・ 複数いる場合は按分

②子はいないが
親がいる

- ・ 親のみで取得
- ・ 両親ともに健在なら按分

③子も両親もいないが
兄弟姉妹がいる

- ・ 兄弟姉妹が取得
- ・ 複数名いる場合は按分

昨今話題のエンディングノート

「終活」の一環として、延命治療の意思、自分の葬儀やお墓のことを広く記したものをいいます

- 遺産相続について記す「遺言」とは、**区別**して作りましょう！
(そうしないと、作り直すのが大変になります・・・)
- 遺言と区別してつくれるば、形式は自由です
(残されるご家族にとっても大切なメッセージになります)

第2部

相続が起きたときに必要な対応

～相続の開始後は、とにかく慌ただしい～



相続開始直後の対応の種類

こちらが重要！

① 単純承認

負債も含めた全ての権利関係を引き継ぐ

② 相続放棄

負債・資産など、すべての権利関係の引継ぎを拒絶する

③ 限定承認

故人の資産の範囲で負債を清算 ⇒ 資産が残った場合のみ引き次ぐ

* 非常に複雑な手続で、ほとんど利用されていない

相続開始後は、ぼやぼやしてはいけない

相続開始を知ってから**3カ月間**なにもしないでいると、自動的に**単純承認**になります



相続放棄する場合、**3カ月以内に家庭裁判所に申し立て**ましょう



遺産を一部でも処分したり、こっそり隠したり
すると**放棄できなくなります**

いよいよ遺産を分け合います

【相続開始時】

遺言で分配していないと、遺産は相続人全員の**共有**となります



そのままでは、自由に財産を処分できません・・・

そこで、**遺産分割**を行います

: 共有状態にある個々の財産を各自に分配し、共有関係を解消

ポイント!

遺言でしっかり定めておけば、遺族は遺産分割の手間を省けます

遺産分割手続の詳細です

成立までの3種の手続（協議・調停・審判）

協議が成立 ⇒ 解決

協議が不成立 ⇒ 家庭裁判所に調停を申し立てる

調停が成立 ⇒ 解決

調停が不成立 ⇒ 裁判官の審判で解決



家庭裁判所

審判：裁判官による最終的な判断

遺言がない場合の遺産の分け方

原則として民法が定めた割合（**法定相続分**）に従います

〔例〕 相続人は子供2人のみ

⇒ 各自で遺産を2分の1ずつ取得



不公平だという声が出てくるかも？

- ・ 弟だけ生前に多額の贈与を受けてたのに…
- ・ 私が亡くなった母の施設への入所費用を全部立て替えたのに…



各自への取り分が修正される制度があります

*ややこしいので、主要なものだけ紹介します

特別受益

一部の遺族が生前に贈与を受けていた場合などに、他の遺族と公平になるように取り分を調整

寄与分

一部の遺族が故人の生活費の負担をしていた場合などに、他の遺族と公平になるように取り分を調整



遺言がないと、これらの制度を巡って争いが深刻化することがあります

ということで・・・

あなたも元気なうちに、



を書いてみませんか？

ご静聴ありがとうございました

